

物資購買限度額確認書兼購入票

氏名等(本人記入欄)

記号	番号	組合員氏名
999	9999	共済 物資

購買限度額等(所属所記入欄)

購買限度額300万円から物資未償還金を除いた額を記入してください。

購買限度額	給料月額	任期の定め
3,000,000 円	410,000 円	あり ・ なし

地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料を記入してください。

物資購買を申し出ます。購買にあたっては、共済組合物資購買規程を遵守します。

○年 ○月 ○日

組合員氏名 **共済 物資** 印
※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

任期の定めのある組合員は、任期期間内での償還となります。

上記の記載内容は、事実と相違ないことを認めます。

○年 ○月 ○日

職名 **999市長**
所属所長
氏名 **購買 許可**

購買品目等(本人・指定店記入欄)

※(共済組合の)立替額は組合員が記入してください。その他は指定店が記入してください。

立替額は、30万円～100万円は5万円単位、100万円～300万円は10万円単位となります。

立替額	品目(車種)	購入日	指定店(支店名・担当者名)
2,800,000 円	000	0.0.0	共済自動車(00支店・△△)

自動車の購買金額ではありません。
共済組合の立替金額を記入してください。
組合員と指定店で金額の確認をしてください。

指定店			
福岡トヨタ自動車株式会社	福岡日産自動車株式会社	株式会社九州マツダ	トヨタカローラ福岡株式会社
トヨタカローラ博多株式会社	日産プリンス福岡販売株式会社	株式会社ホンダカーズ博多	福岡ダイハツ販売株式会社
福岡トヨペット株式会社	株式会社スズキ自販福岡	北九州日産モーター株式会社	株式会社ホンダカーズ北九州
ネットヨタ西日本株式会社	株式会社ホンダ四輪販売九州北(大分は中津下流永店・日田店・中津店のみ利用可)		九州三菱自動車販売株式会社
福岡スバル株式会社			北九州ダイハツ販売株式会社

※各支店のご担当者さまへ ご不明な点がございましたら各指定店本社へご連絡ください

この物資購買限度額確認書兼購入票は、発行日から30日以内の購買にしか使用できません

※裏面の注意事項を必ずご確認ください

福岡県市町村職員共済組合

物資購買限度額確認書兼購入票

氏名等(本人記入欄)

記号	番号	組合員氏名

購買限度額等(所属所記入欄)

購買限度額	給料月額	任期の定め
円	円	あり ・ なし

物資購買を申し出ます。購買にあたっては、共済組合物資購買規程を遵守します。

年 月 日

組合員氏名

印

※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

上記の記載内容は、事実と相違ないことを認めます。

年 月 日

職名

所属所長

氏名

購買品目等(本人・指定店記入欄)

※(共済組合の)立替額は組合員が記入してください。その他は指定店が記入してください。

立替額は、30万円～100万円は5万円単位、100万円～300万円は10万円単位となります。

立替額	品目(車種)	購入日	指定店(支店名・担当者名)
円			

指定店

福岡トヨタ自動車株式会社	ネットトヨタ福岡株式会社	ネットトヨタ北九州株式会社	トヨタカローラ福岡株式会社
トヨタカローラ博多株式会社	福岡日産自動車株式会社	株式会社九州マツダ	福岡ダイハツ販売株式会社
福岡トヨペット株式会社	日産プリンス福岡販売株式会社	株式会社ホンダカーズ博多	株式会社ホンダカーズ北九州
ネットトヨタ西日本株式会社	株式会社スズキ自販福岡	北九州日産モーター株式会社	九州三菱自動車販売株式会社
福岡スバル株式会社	株式会社ホンダ四輪販売九州北(大分は中津下池永店・日田店・中津店のみ利用可)		北九州ダイハツ販売株式会社

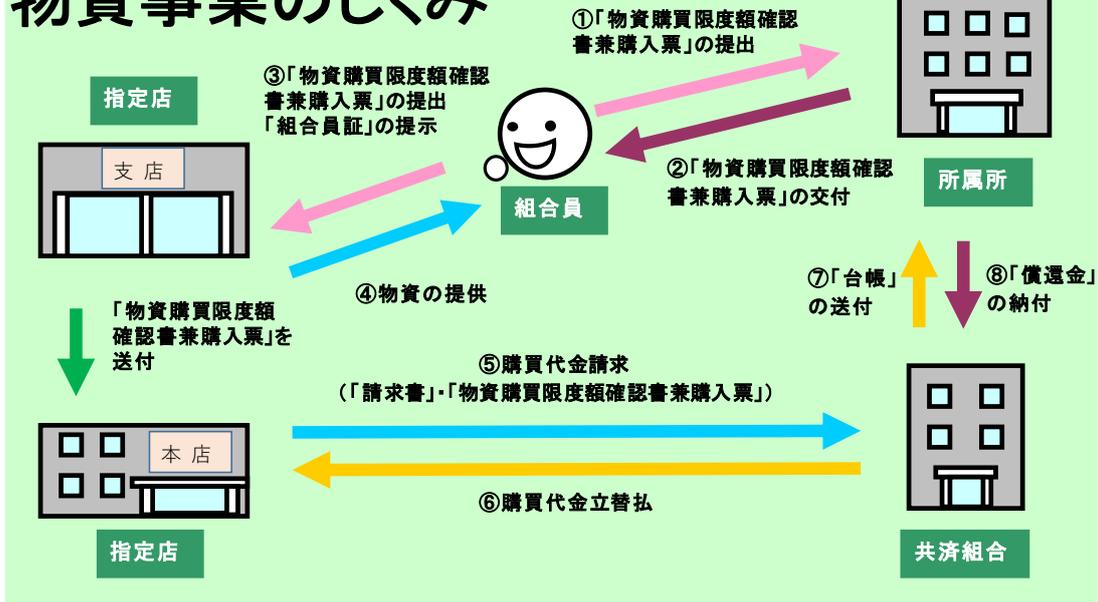
※各支店のご担当者さまへ ご不明な点がございましたら各指定店本社へご連絡ください

この物資購買限度額確認書兼購入票は、発行日から30日以内の購買にしか使用できません

※裏面の注意事項を必ずご確認ください

福岡県市町村職員共済組合

物資事業のしくみ



注意事項

組合員

- ・指定店以外での利用はできません。
- ・購買品目等「立替額」を必ず、記入してください。
- ・この「物資購買限度額確認書兼購入票」の提出時には「組合員証」を提示してください。
- ・この「物資購買限度額確認書兼購入票」は、自動車の納車時点で指定店に提出してください。
- ・共済組合が指定店に購買代金を支払った翌月から給料からの償還が開始されます。
- ・償還期間は、30万円～100万円は50月、110万円～150万円は60月、160万円～250万円は72月、260万円～300万円は84月です。
- ・任期の定めのある組合員は、上記によらず任期期間内での償還となります。

所属所

- ・所属所が「物資購買限度額確認書兼購入票」を発行する際は、所属所の控えとして写し(コピー)を必ず保管してください。
- ・購買限度額を確認し、限度額を超えないようにしてください。
- ・共済組合の貸付事業等他の借入がある場合、状況に応じて購買限度額が変わることがあります。

指定店

- ・指定店(支店)は、この「物資購買限度額確認書兼購入票」を指定店(本店)へ送付し、本店は請求書に添付のうえ共済組合へ請求してください。
その際、指定店の控えとして写し(コピー)を必ず保管してください。
- ・共済組合が指定店に支払った月の翌月から組合員の償還が開始するため、納車時点で請求してください。
- ・毎月10日までに共済組合が受理した請求書を、受理した月の末日までに指定店へ支払います。
- ・その他、物資事業に関する内容は、共済組合ホームページでもご確認いただけます。